

令和7年12月3日  
庁舎整備担当部

## 本庁舎等整備工事の工期延伸に伴い区に生じた損害について

### 1 主旨

区は、大成建設と令和6年3月1日付けで締結した「世田谷区本庁舎等整備工事における工期延伸に関する合意書」に基づき、本件工期延伸に伴い区に生じた損害額の確定に向け、大成建設と交渉を行っている。

令和7年11月12日開催のDX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会に報告した「本庁舎等整備工事の工期延伸に伴う損害額確定に向けた、区が現段階で確認した損害項目の追加について」に示した金額に対し、このたび、大成建設から、確認書（第3回）を受領したので、報告する。

### 2 大成建設からの確認書（第3回）について

#### （1）区が損害額として示した金額

区は、令和4年12月16日から令和7年3月末までの区議会委員会における本件工期延伸に関する報告案件に要した会議録作成費等として算定した885,846円について、根拠資料を大成建設に示し、交渉を行った。

#### （2）大成建設からの確認書

交渉の結果、令和7年11月17日、大成建設より、別添のとおり、区の示した損害額と同額の885,846円が記された確認書（第3回）を受領した。

これにより、本件工期延伸に伴う損害額のうち、387,350,774円が確定することになる。

なお、現段階では、損害額は、技術提案不履行違約金（約4.15億円）を超過しないため、大成建設からの支払いは行われない。

	差額 約0.28億円
技術提案不履行違約金 (約4.15億円)	確認書(第3回)で確定したこととなる 本件工期延伸に伴う損害額(約90万円)
	確認書(第1回)及び同(第2回)で確定したこととなる本件工期延伸に伴う損害額(約3.86億円)

図：技術提案不履行違約金と確認書により確定した損害額との比較イメージ

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月～（適時）大成建設との交渉

令和8年 9月 2期竣工

9月～ 2期工期延伸に伴い区に生じた損害の府内調査、根拠資料作成  
(適時) 大成建設との交渉

## 確認書（第3回）

世田谷区長あて

世田谷区本庁舎等整備工事における工期遅延に関する合意書に基づき、本件工期延伸にともない区に生じた損害額として、下表の内容について、確認しました。

NO.	損害の名称や内容（契約件名等）	損害金額（円）
1	本件工期延伸に関する区議会委員会報告に要した損害分＜令和7年3月31日までに報告した分＞ ※内容等は実損計算書＜確認書（第3回）の別紙＞のとおり	885,846 円
	合計	885,846 円

以上

令和7年11月17日

確認者

大成建設株式会社東京支店

専務執行役員支店長 中村 有孝 印

## 実損計算書＜確認書（第3回）の別紙＞

NO.	対象所属	項目	損害金額（円）
1	区議会事務局	委員会等の速記及び会議録データ作成委託（R4.12.16～R7.2.6の対象会議分）	¥859,663
2	同上	会議録検索システムデータ入力等の委託（R4.12.16～R7.2.6の対象会議分）	¥6,663
3	同上	本件工期延伸に関し臨時開催した特別委員会の費用弁償（R5.7.28,R6.1.15,R6.4.23の3回分）	¥19,520

<b>金額計：</b>	<b>¥885,846</b>
-------------	-----------------